

第2次日光市都市計画マスタープラン（原案）に係る
パブリックコメントの結果について

1 意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間 令和7年10月6日(月)～令和7年11月4日(火)
(2) 意見の提出状況 1名(25件)

2 意見の概要と市の考え方

No. (頁)	ご意見の概要	市の考え方
1	原案の評価すべき点 ・日光地域の市街地部分について、「副次拠点」という表現から「地域拠点地区」に変更した点は評価できる。 ・奥日光地域へのアクセス強化する新モビリティの導入検討について言及されている点。 ・計画全般について、現代の課題・必要施策に向き合ったものになっている点。	ご意見を参考にして、施策を推進してまいります。 《原案修正 無》
2 (2)	「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方をさらに丁寧に解説すべき。現在の説明(図示含む)では不十分。	立地適正化計画の説明のため、簡潔にまとめております。制度の詳細は、市HPから国土交通省HPへリンクを設定するなど、容易に情報へアクセスできるよう配慮いたします。 《原案修正 無》
3 (1.5)	世界遺産周辺地区：世界文化遺産「日光の社寺」とその門前地区という表現の方が適切ではないか。	上位計画と整合を図るとともに、簡潔でわかりやすい表現をしております。 《原案修正 無》
4 (1.7)	沿革部分の記述については、歴史を順序立てた書き方へ再整理が必要と思われる。	歴史を順序立てた書き方も有効と思われませんが、本計画では第4章の地域別構想へのつながりも意識し、地域別に整理をしております。

		ます。 《原案修正 無》
5 (1.10)	DID 面積と人口密度については、DID の範囲を図版で示す必要があるのでは。	本計画では面積と人口が減少していることを把握するため、5年おきの推移がわかるようにグラフを用いて表現しております。 《原案修正 無》
6 (1.45)	5. 生活環境：章立て的にもっと上位である必要がなかろうか。	章立ては並列であり、上下関係はございません。 《原案修正 無》
7 (1.45)	6. 観光・産業：温泉や自然の恩恵と観光についての記述が欲しいところ。	豊かな自然環境や観光資源として表現をしております。 《原案修正 無》
8 (1.46)	6. 観光・産業：空間・街並みの創出については、「賑わい」や「移動環境の向上」のみではなく、歴史・文化性を意識したものでなければならない。そういった地区があることを念頭の記述願いたい。	本節では市全体の現状・課題を整理しており、項目冒頭で歴史的・文化的価値の高い地域が存在していることを記載しています。また、第3章全体構想及び第4章地域別構想において、歴史・文化性を意識した記載をしております。 《原案修正 無》
9 (2.2)	利便性についての言及があるが、「楽しい」「健やか」を求めるとであれば、求めるべきは「快適性」ではないか？	本計画の策定にあたり、ウェルビーイングの向上を促進する視点を盛り込んでおります。 《原案修正 無》
10 (2.3)	観光と暮らしのバランスが重要であり、それがわかるような書きぶりが求められる。また、“何の” “どの” 回遊空間かを詳細にすべき。誰の、どのような回遊空間か。(歩行者？自動車？)	将来都市構造は、都市として目指す形を広域的な視点で整理したものとなります。具体的な場所等の詳細については、個別計画において検討する事項と考えております。 《原案修正 無》
11 (3.13)	現況と課題：景観計画上の課題を明示すべきでは？	景観計画は関連計画のため、課題整理は景観計画で行ってまいります。 《原案修正 無》

<p>12 (3.13)</p>	<p>緑と水のネットワーク：緑や水は都市計画やハード整備にとって必要不可欠と考えるが、必ずしも「効率的」とは言い切れない。そのコストをどのように考えるか。また、日光杉並木については、「保全を図る」のみではなく、「どのように活かしていくか」も重要ではなかろうか。</p>	<p>個別施設の整備ではコストがかかる場合もありますが、本市全体を見渡して、緑と水のネットワークを形成することで効率的な行政運営になると考えます。また、日光杉並木については、日光杉並木街道の方針において記載しております。どのように活かしていくかについては、個別計画で検討する事項と考えます。</p> <p>《原案修正 無》</p>
<p>13 (3.14)</p>	<p>世界遺産「日光の社寺」周辺の方針：緩衝帯の景観については、条例のみでなく、景観ガイドライン、「日光東町まちづくり規範」等の存在を位置付け、現在よりもさらに景観保全・創出活動を高める必要があると考える。よって、同規範の存在とその価値を景観計画同様に都市計画マスタープランでも明示すべきである。</p>	<p>世界遺産登録区域周辺において、規制力のある法令を列記しております。</p> <p>《原案修正 無》</p>
<p>14 (3.17)</p>	<p>都市防災の方針：観光地の特性を防災方針でも意識すべき。多くの観光客を抱える地域のリスクは十分に検討されるべき。（これは防災計画で検討済みかと考えるが。）</p>	<p>都市計画マスタープランにおいては、主にハード面の方針を記載しております。ご意見をいただいた内容については、個別計画において検討する事項と考えます。</p> <p>《原案修正 無》</p>
<p>15 (3.21)</p>	<p>住環境形成の方針：空き家活用については、地域住民やNPOだけではなく民間事業者の力も必要。全国的にはそうした流れもあることを念頭に。また、「事業承継」の考え方も必要である。</p>	<p>全国的な事例を研究し、空き家活用を図ってまいります。</p> <p>《原案修正 無》</p>
<p>16 (3.22)</p>	<p>観光の方針：「充実に努める」と書かれているが、何の充実か。</p>	<p>都市計画マスタープランにおいては、主にハード面の方針を記載しております。また、地域ごとに</p>

		何を充実させるかを検討する必要があるため、ここでは特定した表現をしておりません。 《原案修正 無》
17 (4.18)	地域まちづくりの目標：歴史・文化や自然環境に対して「活かした」という言い方が適切か？	「踏まえる」「活かす」など様々な表現方法がありますが、本計画では将来のまちづくりを考えるうえで「活かした」という表現をしております。 《原案修正 無》
18 (4.20)	地域のまちづくりの方針：伝統や文化という文言が必要。また、「祭り（いのり）のまち」というコンセプトもまちづくり、街並み、景観形成上重要である。	地域のまちづくりの目標において「文化」を掲げております。また、都市計画マスタープランのコンセプト（ビジョン）は、日光市総合計画に即し「誰もが楽しく健やかに暮らす 新しいまち」といたしました。 《原案修正 無》
19 (4.21)	市街地ゾーン：居住誘導、商業（事業者）の誘導についての言及が必要ではなかろうか？特に事業者については、そのエリアのまちづくりのコンセプトに沿った誘導が望ましい。	全体構想において、立地適正化計画との連動を記載しております。 《原案修正 無》
20 (4.21)	田園ゾーン：耕作放棄地についての言及が必要ではなかろうか。	第3章全体構想において、市町村管理構想の検討について記載しております。 《原案修正 無》
21 (4.22)	道路整備の方針：観光地特性を考慮した歩行環境の充実、快適性を優先することが重要ではないか。（現在の国道119号の歩道拡幅工事事業推進の事実と連動して。）	①広域幹線道路及び④生活道路において記載しております。 《原案修正 無》
22 (4.24)	景観形成方針：ここでも「伝統」という文言が必要。また、「活か	地域のまちづくりの目標に即し、「歴史・文化等」の記載をしてお

	した」のみではなく「香る」「感じる」等の表現も必要ではないか？	ります。 また、感じる景色づくりについては関連計画である日光市景観計画において具体的に記載しております。 《原案修正 無》
23 (4.24)	街並みの保全・創出には民間活力やNPOの協力も不可欠ではなからうか。	第5章まちづくりの推進方策で記載のとおり、市民・事業者・行政との協働により保全・創出を図ってまいります。 《原案修正 無》
24 (4.25)	住環境形成の方針：「エリアマネジメント」の考え方と記述が必要である。	第3章全体構想において記載しております。 《原案修正 無》
25 (5.1)	エリアマネジメント、パークマネジメントなど、民間との協働について、もう一步踏み込んだ考え方と記述が必要ではなからうか。	5.3頁「市民・事業者・行政をつなぐ、まちづくりを推進する団体との連携」に記載しております。また協働のまちづくりにおいては、エリアマネジメント、パークマネジメントをはじめとする、様々な手法を模索し、事業ごとに最善の方法を検討してまいります。 《原案修正 無》